

◎研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び 及び大学の教員等の任期に関する法律 の一部を改正する法律

(平成二五年一二月一三日法律第九九号) (衆)

一、提案理由(平成二五年一二月二九日・衆議院文部科学委員会)

○塩谷議員 おはようございます。

ただいま議題となりました研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講じるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、労働契約法の特例であります。

研究開発法人または大学等と有期労働契約を締結する研究者等について、労働者が使用者と無期労働契約を締結する権利を得る複数の有期労働契約の通算期間に関する労働契約法の特例を定め、十年を超えることを要件とすることとしております。

第二に、研究開発法人による出資等の業務を可能とすることとしております。

研究開発の成果の実用化及びそれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有する研究開発法人は、当該成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるものとしております。

第三に、新たな研究開発法人制度創設及び人材の確保、育成のための措置であります。

研究開発等を行う法人に関する新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずることとします。さらに、研究開発能力の強化を図るため、人材の確保、育成等に必要なる措置を講ずるものとしております。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

一〇四

第四に、我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分でありませぬ。

我が国及び国民の安全に係る研究開発や、成果をおさめることが困難であつても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発を推進することが社会的、経済的に大きな価値を生み出すことに鑑み、これらに必要な資源配分を行うこととしております。

以上が、本案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二五年二月三日)

○小淵優子君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講じるもので、その主な内容は、

第一に、労働契約法の特例を定め、研究開発法人または大学等における研究者等が、有期労働契約を無期労働契約に転換す

るまでの期間を五年から十年とすること、

第二に、特定の研究開発法人による出資等の業務を可能とすること、

第三に、新たな研究開発法人制度創設、我が国及び国民の安全に係る研究開発・ハイリスク研究への資源配分及び人材の確保育成の措置を講じるものとする事などであります。

本案は、塩谷立君外四名から提出されたもので、去る十一月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日、塩谷立君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年二月二九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法で労働契約法の特例措置を講じたことは、あくまで例外であることを踏まえ、その趣旨に反して他の職種にも適用されることがないよう十分留意すること。

二 雇用労働政策の決定や法律の制定改廃は、労働政策審議会の議を経るといふこれまでの原則を変更しないこと。

三 今回の法改正による労働契約法の特例の対象となる者の雇用の安定を図るために必要な研究開発等の推進のための基盤の整備に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四 民間企業で有期雇用される研究者等が大学等と共同研究開発を行う場合の労働契約法の特例については、速やかに研究者等の雇用の安定が図られるよう必要な検討を行い、必要な措置を講ずること。また、特例の対象者が著しく拡大することがないようにすること。

五 科学研究費助成事業をはじめとする研究費の基金化を進めるよう努めること。

六 研究者等の雇用について、短期契約の更新を繰り返すことを改め、研究者等の雇用の安定が図られるよう、研究者等の人材育成や雇用形態の基本的な在り方についても検討を行うこと。

七 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関しては、研究成果の最大化を目的としつつ簡明で国民の合意が得られるものとなるように十分留意すること。また、現に存する研究開発法人の業務・目的等を精査し、当該新制度に移行

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

すべき研究開発法人の選定の基準・考え方を早急に検討し発表すること。

三、参議院文教科科学委員長報告(平成二五年二月五日)

○丸山和也君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、研究者等の雇用の安定、我が国及び国民の安全に係る研究開発の具体的内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的
推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。